

第6次山ノ内町総合計画 前期計画 施策検証シート

第4章 自然と生きる、暮らしの希望を叶える安全な郷土（都市基盤・自然環境・生活環境・防災）

具体的な施策		主な取り組み	前期基本計画（R3～R7）の取り組み評価	進捗率	評価判定	次期への展望	第6次後期基本計画（R8～R12）に向けた改善点・展開方針	担当係	
第1節 うるおいと安らぎのある誰もが住みたくなる郷土を作る									
1. 土地利用			総合評価 A						
(1)	国土利用計画との調整	国土利用計画の運用	■山ノ内町国土利用計画の適切な運用に努めるとともに、農業振興地域整備計画の見直しや都市計画マスタープランの見直しを進めます。	都市計画の総合的な指針となる山ノ内町都市計画マスタープランについて、令和3年度から2年間をかけて見直しを実施しました。	100%	a	完了	都市計画マスタープランは、将来の姿を展望し、長期的・継続的な方向性を示すもので、令和5年を基準とし、計画の目標年次を20年後の令和25年としています。令和15年に中間見直しを実施します。	計画監視係 地域創造係
(2)	適正な土地利用の誘導	計画的な土地利用の推進	■都市計画の総合的な指針となる山ノ内町都市計画マスタープランに基づき、地域特性に応じた計画的な土地利用を図ります。 ■都市計画用途区域内にあって農業振興に欠かせないエリアについては区域の見直しを行い適正な利用形態に調整します。	宅地開発など一定規模を超える開発行為に対して届出による審査を行い、土地利用に係る審査や規制を行うことで、適正な土地利用となるような体制を構築しています。 都市計画マスタープランに基づき、沓野区島崎地籍について、都市的土地利用から持続可能な農地としての土地利用を図るため、用途地域の指定を外す変更を実施しました。	80%	a	継続	乱開発などを規制するため、今後も届出の徹底を図り、適正な土地利用を進めていきます。 社会情勢の変化なども鑑み、状況に応じ調整を図ります。	計画監視係 計画監視係
(3)	魅力ある街並みの形成	魅力あるまちづくり形成	■風情ある温泉街の保全に努めるため、地域と連携した街並み整備を進めます。 ■条例に基づく景観形成を推進し、住民や事業者の景観意識の醸成と、観光地としての魅力や地域の活性化を図ります。	湯田中区や安代組における住民協定による景観づくり団体設立に向けた支援、また景観づくり団体及び協定締結住民が行う景観集計事業に対し補助金を交付し、街並み整備を進めました。 景観形成推進協議会と連携した町道沿いの花壇整備など、良好な景観形成に寄与する活動を継続し、美化意識の啓発を行いました。	70%	b	継続	温泉街の町並みは、町の大切な資源であり、保全するためには地域住民の協力が不可欠であることから、引き続き取り組みを進めていきます。 景観形成への意欲を高め地域の活性化を図るため、景観形成推進協議会と連携した活動を継続しながら、情報提供やPR活動、意欲のある住民・事業者への助言や支援を行っています。	景観維持係 景観維持係
2. 住宅環境			総合評価 A						
(1)	良好な住環境づくり	適切な建築指導	■耐震診断及び耐震改修や住宅改築に関する相談体制の拡充を図ります。	住宅や避難所、ホテルなどの耐震化を図るため、耐震診断及び耐震改修に係る補助金を交付し、住宅等の施設の耐震化を進めました。	70%	b	継続	耐震診断は実施したが改修に係る所有者の費用負担が大きく、耐震改修まで至らないケースも多くありますが、耐震化を進めるうえで、国や県と連携した耐震改修に対する支援の検討も含め、引き続き取り組んでいく必要があります。	計画監視係
		移住定住の促進	■移住者を含む若者の定住促進を図るため、住宅新築・改修補助や家賃補助制度の継続を行うとともに、新たな支援の検討をします。	若者定住促進マイホーム取得等補助金 R3:16件、R4:19件、R5:8件、R6:12件 若者定住促進家賃補助金 R3:15件、R4:14件、R5:14件、R6:9件 移住促進家賃補助金 R3:14件、R4:17件、R5:12件、R6:11件	70%	b	継続	家賃補助制度は継続し、若者の住宅取得に係る補助内容の見直しを行い、空き家活用のための補助金は継続しながら、空き家利用促進のためのイベント等を推進します。	移住国際交流係
			■若者が住みたくなる住宅の確保のため、宅地分譲の必要性や規模などの調査を進めます。	分譲地造成支援・アパート建設支援補助金を創設。また、官民連携事業の中でPPP/PFIの検討を行いました。				より効果的な手法について検討を行います。	地域創造係
	克雪住宅の普及促進	■豪雪地帯に暮らす町民にとって、雪下ろし作業の軽減や危険防止を図るため、克雪住宅の整備を支援します。	雪下ろしによる身体的負担を軽減し、雪下ろし作業中の転落事故等を未然に防ぐため、長野県と連携しながら住宅の克雪化の整備に対する支援を行いました。 3年度：融雪型1件、5年度：融雪型1件、6年度：融雪・雪下ろし型1件	70%	b	継続	豪雪地帯に暮らす町民の雪下ろし作業の軽減や事故防止等のため、克雪住宅の整備促進は引き続き取り組んでいく必要があります。	計画監視係	
(2)	公営住宅の整備・改善	公営住宅の整備	■計画的な公営住宅の整備、改修、管理を行います。	湯ノ原団地においては、長寿命化計画に基づき平成25年度からリフォーム工事を実施して令和6年度に完了しました。3年度1棟5戸、4年度1棟4戸、5年度2棟6戸、6年度2棟4戸	90%	a	継続	湯ノ原団地のリフォーム工事については令和6年度で完了しましたが、入居者に快適な居住空間の提供ができるよう管理を行っています。	計画監視係
		公営住宅の除却・跡地利用	■個別施設計画に基づき改修に適さない公営住宅は除却を検討します。	座王団地の木造住宅については、老朽化が激しく耐震性も低いことから、除却を見据えて入居者の湯ノ原団地への移転を行いました。	70%	b	継続	座王団地の木造住宅については、令和10年度から5年間で除却を進めます。	計画監視係
			■公営住宅の跡地活用の検討を進めます。	令和4年度に山ノ内町公営住宅等長寿命化計画の改定を行い、湯ノ原団地の木造住宅の跡地についての検討を行いました。				湯ノ原団地の木造住宅については、令和9年度に除却して跡地に駐車場を整備します。	計画監視係
3. 交通体系			総合評価 A						
(1)	地域を結ぶ道路づくり	道路の整備	■町内の生活道路等の計画的な整備・改良を促進します。	地元懇談会等による要望・現地確認により危険性・緊急性を優先としたうえで、実施地区が偏らないよう計画を立て改良・整備を実施しました。	80%	a	継続	地元要望や道路定期点検結果等を踏まえ、安全で利便性に優れた道路・橋梁等の計画的な整備に努めます。	建設係
		町内幹線道路網の見直し	■社会情勢の変化に考慮した都市計画道路や1・2級町道を含めた町内幹線道路網の見直しを進めます。	都市計画道路については、県と相談するなど見直しに向けた検討を進めました。	30%	d	継続	都市計画道路の見直しにあたっては、地域の実情に即した計画道路にするために課題が山積することから、今後更なる検討を進める必要があります。また、町内幹線道路網の見直しは、社会情勢の変化により状況に応じ検討を進めます。	計画監視係
(2)	人にやさしい道づくり	快適な道路空間づくり	■歩行者通行が多い道路では、歩行者空間を確保するとともにユニバーサルデザインに基づく環境整備を推進します。	地元要望等を踏まえ通学路を中心に予算内で計画的に整備・改良を実施しました。	80%	a	継続	今後も地元要望を踏まえ、通学路を中心に景観に配慮した計画的な整備・改良を実施していきます。	建設係
		■道路や歩道が快適に使用できるよう、地域ぐるみでの管理や町民一人ひとりの意識啓発に努めます。	通行・歩行に支障となる樹木の伐採や、冬季間の除雪作業への理解協力について、広報や防災情報システムにて啓発周知を行いました。	今後も広報や防災情報システムを活用し意識啓発に努めます。				建設係	
		除雪対策の強化	■民間事業者や地域住民と連携した除雪体制や融雪設備の整備など体制強化を図ります。	除雪路線に見直しや、住民に除雪車両で作業できない車・歩道除雪への協力依頼を行い協力者への燃料費支給を実施しました。	80%	a	継続	近年の早朝からの降雪により出勤通学と重なる時間帯の作業となってしまうため、通勤通学に支障をきたさない除雪作業の工夫改善を行います。	建設係
(3)	地域公共交通の充実	公共交通の維持確保	■鉄道については、長野電鉄線沿線活性化協議会や関係機関と連携し、利用促進に向けた取り組みを強化し、長野電鉄線の維持に努めます。	利用促進のイベント列車や、サイクルトレインなどの取り組みを長野電鉄線沿線活性化協議会と連携し行いました。（輸送人員：平成30年度8,128千人→令和5年度7,178千人）88%	80%	a	継続	引き続き、長野電鉄線沿線活性化協議会と連携し事業を行います。	地域創造係
			■路線バスについては、乗車人員の向上に向けた広報を強化するほか、補助金による支援を行い安定確保に努めます。	中野市・山ノ内町地域公共交通対策協議会にて、中野市山ノ内町統一の時刻表を配布し、運行継続の補助を行いました。				運行継続のため、必要な経費補助を行います。	地域創造係
		市町村運営有償運送の充実	■市町村運営有償運送として導入した地域コミュニティバス「楽ちんバス」の安定運行を図るとともに、関係機関との地域公共交通計画の策定などの協議を進め、より利便性の高い運行に努めます。	中野市・山ノ内町地域公共交通計画を令和4年8月に策定しました。また、令和5年12月からデマンド交通の実証運行を行い、令和6年7月に本格運行を行いました。（コミュニティバス輸送人員平成30年度：10,944人→令和6年度：6,690人）61%	60%	b	継続	引き続き計画に基づき、運転手不足対策やチョイソコやまのうちの拡大検討などを行い、利便性の高い運行を行います。	地域創造係
			■最小限の支出で最大限の利便を得られるよう楽ちんバスの適正な運行管理の研究を進めます。	利便性と経費の最適化のため、令和5年12月からデマンド交通の実証運行を行い、令和6年7月に本格運行を行いました。（コミュニティバス輸送人員平成30年度：10,944人→令和6年度：6,690人）				継続して、運行時間の最適化に取り組みます。	地域創造係

第4章 自然と生きる、暮らしの希望を叶える安全な郷土（都市基盤・自然環境・生活環境・防災）

具体的な施策		主な取り組み	前期基本計画（R3～R7）の取り組み評価	進捗率	評価判定	次期への展望	第6次後期基本計画（R8～R12）に向けた改善点・展開方針	担当係
4. 上・下水道		総合評価 A						
(1) 飲用水の安定供給	飲用水の安定供給	■水需要予測の結果から得られた水源地の確保と水質保全のための環境維持を図ります。	各水源地の取水口にゴミ取り用の網を設置して、定期的に取り口の掃除を行い、水の安定供給及び水質の保全を行いました。	90%	a	継続	取水については、最適な取水方法を研究し安定供給につなげます。	上下水道係
		■水の安定供給を図るため、水道施設の維持・管理に努めるほか、施設整備・老朽管布設替事業を計画的に推進します。	老朽化している流量計、水位計等の計器類の計画的な更新を行うとともに、西部浄水場の導水管の更新を行いました。				老朽化しているポンプ類の更新を行うとともに、取水からの導水管の更新を行っていきます。	上下水道係
		■老朽化が激しい東部浄水場の建設及び設備の更新を進めます。	令和5年度に東部浄水場の更新を行い、安定供給を行いました。				完成した東部浄水場の適切な運用方法を理解し、水の安定供給に努めます。	上下水道係
(2) 水道事業の健全運営	水道事業の健全運営	■水道事業の経営分析を行うことにより経費や水道料金の見直しを図り、事業の健全化、透明化に努めます。	令和3年度から事業報告書へ経営指標を記載し、経営分析を行うことで事業の健全化、透明化を図りました。	90%	a	継続	経営戦略を策定することにより、経営基盤の安定を図ります。	企業会計係
(3) 下水道事業の推進	下水道事業の推進	■平成22年度にすべての下水道面整備事業が完了したため、下水道の接続促進を図ります。	概ね下水道への接続がされています。	90%	a	継続	今後も接続推進を継続していきます。	上下水道係
		■下水道施設の適正な維持管理と老朽施設の計画的な更新を進めます。	ポンプ類等の機器類の計画的な更新を行い、老朽化している公共下水道終末処理場の耐震診断の実施を行いました。				機器類の更新を行うとともに、終末処理場の耐震工事を実施します。	上下水道係
(4) 下水道事業の健全運営	下水道事業の健全運営	■下水道接続率向上に向けて町民意識の啓発に努めます。	浄化槽の点検に合わせて戸別訪問し、下水道接続への促進を図りました。	90%	a	継続	引き続き浄化槽の点検に合わせて戸別訪問し、下水道接続への促進を図ります。	上下水道係
		■下水道事業の健全化に努めるとともに経理内容の明確化及び透明化を図ります。	令和2年度から公営企業会計に移行し、経理内容の明確化及び透明化を図りました。				公営企業会計を継続していくとともに、経営戦略を策定することにより、経営基盤の安定を図ります。	上下水道係
5. 公園・緑地		総合評価 A						
(1) 公園・緑地の整備	公園・緑地の整備推進	■やまびこ広場のリニューアルなどの公園整備にあたっては、町民から来訪者までが楽しめる施設になるよう、利用者のニーズを踏まえた施設の検討、整備を進めます。	町民や来訪者が楽しめる施設になるよう、利用者のニーズを踏まえ、令和3年度にトイレ棟外部改修、令和4年度に管理棟外部改修とターザンロープやドックラン広場整備、令和5年度には倉庫棟外部改修を行いました。	80%	a	継続	やまびこ広場については、人工芝の張替えや照明施設の改修など必要ですが、新たな観光スポットやスポーツ環境の場などのニーズに対応した施設となるよう検討して整備する必要があります。	計画監理係
		■防災機能を備えた、みろく児童公園の拡張整備を進めます。	解体した旧社会体育館跡地に防災機能を備えた（仮称）湯田中温泉公園を整備するため、整備検討委員会を組織し検討を行いました。令和5年度に整備基本計画の策定して令和6年度に実施設計、令和7年度に整備工事を行います。				みろく公園の整備は、旧社会体育館跡地に防災機能を備えた施設を整備するため、この施設との連携を踏まえた整備内容の検討が必要となります。	計画監理係
		■老朽化したベンチなど施設更新や公園内樹木等の適正管理を行います。	町内公園の整備については、管理団体や関係団体と協力して必要な施設の更新を行うとともに、草刈りなどを定期的に行い、住民が快適に利用できるように管理を行いました。				公園の維持管理にあたっては、行政のみでは限界があることから、地域の公園として住民や関係団体の協力を得ながら管理していくことが必要となってきました。	計画監理係
	子どもの遊び場の充実	■やまびこ広場の親水施設などは、子育て世代の利用ニーズが高いことから、利用者の意向を踏まえた施設の運用を進めます。	子育て世代の利用ニーズが高い親水施設において、施設を快適に利用できるように清掃や保守点検を毎年実施し適正な管理に努めました。また、遊具の点検を進め安全に利用できるように整備しました。	70%	b	継続	やまびこ広場の親水施設や遊具は、子育て世代の利用ニーズが高いため、施設を安全かつ快適に利用できるよう、清掃や保守点検など適正な管理に努めていきます。	計画監理係
		■街中の空地について、子どもたちが身近に利用できるポケットパークなどを検討します。	みろく児童公園や本郷児童公園など、児童が利用できる公園の整備、遊具の点検等を行い、安全に利用できるように整備しました。				今後のポケットパークなどの整備にあたり、どの程度の利用ニーズがあるか、またどのような施設・設備が必要か検討する必要があります。	計画監理係
公園施設の共同管理	■町民と行政が協働で愛着をもって管理できるようアダプトシステムを促進します。	公園の維持管理にあたり、地域住民とアダプトシステムにより協定を締結して活動の支援を行いました。また、洪公園では指定管理者制度の導入により、洪湯組に公園の管理を委託する中、地域の公園として活用を推進しました。	60%	b	継続	地域の公園として、アダプトシステムにより住民の協力を得ながら管理を行いたい、近年では担い手不足により協定団体がなくなってしまうことから、団体の育成、支援の検討が必要であります。	計画監理係	

第4章 自然と生きる、暮らしの希望を叶える安全な郷土（都市基盤・自然環境・生活環境・防災）

具体的な施策	主な取り組み	前期基本計画（R3～R7）の取り組み評価	進捗率	評価判定	次期への展望	第6次後期基本計画（R8～R12）に向けた改善点・展開方針	担当係	
<b>第2節 自然と人が調和する持続可能な郷土をつくる</b>								
<b>1. ユネスコエコパーク</b>								
<b>総合評価 C</b>								
(1) 自然環境の保護保全	保護保全意識の高揚	■地域の恵まれた自然環境を知り学ぶためのセミナーや説明会を継続して開催します。	志賀高原ユネスコエコパークセミナー(雪白舞ワラを使ったしめ縄づくり、須賀川竹細工体験、気候変動講演会等)を年3～5回行い、理念の普及に取り組みました。	60%	b	継続	セミナーは継続して行うが、今後は公民館活動との連携または移行が望ましいです。	国立公園係
		■保護保全のための監視や指導、ルールやマナーを周知する取り組みを実施します。	外来種駆除、ゲンジボタル保護等のためルールやマナーの周知を行いました。				今後も継続していきます。	国立公園係
	保護保全活動の実施と連携支援	■環境省・信州大学や地域関係団体等との継続連携、民間企業等との新たな連携、更なる官学連携を図り、自然保護のための調査やモニタリング、各種保全活動を実施します。	信州大学教育学部との連携協定に基づき、「志賀高原ユネスコエコパークの保全とそれを活用した持続可能な地域社会の構築に関する研究」をテーマに受託研究業務を委託してきました。核心地域の保護保全に係る調査等を継続して行ってきました。	50%	c	縮小	信州大学と連携し調査等を今後も行っていきます。	国立公園係
		■各種保全活動に取り組む団体を支援するとともに、ボランティア活動の促進を図ります。	外来種駆除活動を行う団体を中心に「志賀高原ユネスコエコパーク活用支援補助金」を制定後毎年度交付しました。				今後も継続していきます。	国立公園係
		■志賀高原ユネスコエコパーク協議会へ参画し、管理運営のための計画策定やエリア見直しを関係町村と連携して取り組みます。	H28年度から志賀高原BR協議会内にWG会議を設置するとともに、管理運営に取り組んでいる。また同じくエリア拡張に係る検討調整を進め、R7年度にエリア拡張が行われる予定です。				エリア拡張に伴い対外PR活動を進めていきます。	国立公園係
■ラムサール条約登録湿地制度や日本ジオパーク制度など、国内外の自然文化に関する各種認証制度の活用や連携を図ります。	認証制度の活用を図ることはできませんでした。	ジオパーク、ラムサール条約登録湿地等の管轄が推進室業務とは異なるため今後は廃止とします。	国立公園係					
■国立公園内における開発行為については、環境省や地元関係者と連携し、環境に配慮した適切な管理に努めます。	ユネスコエコパークの管理・運営及び活用を図るための体制として、志賀高原BR協議会（幹事会・WG会議・5町村担当者会議）を整備して関係町村との連携体制を確保しました。	WG会議を中心に環境保全と経済発展の取り組みを進めていきます。	国立公園係					
(2) 自然・遺産を引き継ぐための調査研究と教育	環境教育の推進と次世代の人材育成	■環境学習プログラムのブラッシュアップへの支援や、更なる体験者の誘致に向けた支援を行います。	環境学習プログラムのブラッシュアップ支援を行うことはできませんでした。フェア等でのPRはすることができました。	40%	c	継続	フェア等でのPRは継続していきます。	国立公園係
		■自然の大切さや関わり方、生き物に対する思いやりなど、豊かな人間性を育むための子どもを対象とした自然体験イベントを開催するなど、ユネスコエコパークを活用した次世代の人材育成の取り組みを進めます。	外来種駆除活動のセミナーは小学生を対象として行いました。				今後は子どもに限らずユース世代も含めて活動募集を行います。	国立公園係
		■ユネスコエコパークでの環境学習推進の拠点施設でもある志賀高原自然保護センターの機能充実を支援します。	自然保護センターは設立以来、機能の拡充を行ってきませんでした。R7年度に改修を行う予定です。				センター改修に伴い機能充実の支援を行います。	国立公園係
		■ユネスコスクール活動や ESD推進につながる環境整備や支援充実を図ります。	志賀高原ユネスコエコパーク公式HP（山ノ内町管理）では子ども向けの学習用サイトをオープンしました。				公式HPの内容を充実させていきます。	国立公園係
管理運営のための人材育成	■志賀高原での環境学習や、移行地域における自然文化体験の促進を図るため、ガイドや指導者の養成、受入体制の整備を進めます。	ガイドの養成は志賀高原ガイド組合が行う業務のため推進室としては支援を行いませんでした。	30%	d	縮小	廃止とします。	国立公園係	
	■学校・地域・社会のつながりを通じた特色あるイベントを開催するなど、広く町民や地域関係者を対象とした人材育成の取り組みを進めます。	教員向けセミナーを実施し、ユネスコエコパークの地域資源を活用した教育活動を推進しました。				今後のセミナー活動などを充実させていきます。	国立公園係	
	■国際的位置付けを有するユネスコエコパークに関連させたグローバル教育やグローバル人材育成の取り組みを進めます。	推進室業務で取り組みは行いませんでした。				廃止とします。	国立公園係	
(3) 文化的・社会経済的に持続可能な地域づくり	ユネスコエコパークの知名度向上と産業活性化	■イベント出展やフェア開催、テレビ放映や SNS活用など、様々な手法を用いて広報活動を実施し、更なるユネスコエコパークの知名度向上を図ります。	志賀高原ユネスコエコパーク協議会の業務としてフェアに出展し、知名度向上を図ることができました。	30%	d	見直し	フェア出展等は継続していきます。※別項目に同様の内容があるため本項目は廃止とします。	国立公園係
		■インバウンド推進や海外のユネスコエコパークとの交流や連携を視野に、国外に向けた情報発信の充実を図ります。	国外に向けた情報発信は実施できませんでした。				志賀高原自然保護センター等を活用し、ユネスコエコパークや国立公園の認知度向上を図ります。	国立公園係
		■観光と農業が連携するグリーンツーリズムなど、ユネスコエコパークを中心に産業界が連携できる取り組みの検討を進めます。	グリーンツーリズム協議会が解散したため取り組みは検討していません。				廃止とします。	国立公園係
		■環境にやさしい農業の推進やロゴマークを活用した農産物の産地保証とともに、民間事業者とも連携しながらユネスコエコパークブランドの研究・確立に取り組みます。	農林振興課ブランド農業推進室が中心となって行う業務であり、当推進室はロゴマークの認可のみを行いました。				ブランド農業推進室が行う業務のため廃止とします。	国立公園係
		■里山資源や文化資源の掘り起こしと磨き上げにより、新たな観光資源としての活用や商品開発に向けた検討、支援を行います。	地域資源の掘り起こしはできましたが商品開発等の検討はできませんでした。				観光局に移管または廃止とします。	国立公園係
<b>2. 景観</b>								
<b>総合評価 A</b>								
(1) 良好な景観の形成	景観形成の推進	■特色ある里山や農村風景、温泉街等の町の景観保全及び形成を図ります。	景観計画に基づく景観形成基準に則り整備を進め、町の景観保全に努めました。	70%	b	継続	町の景観を保全していくため、引き続き景観計画に基づく景観形成を推進していきます。	景観維持係
		■景観住民協定の締結を促進するなど町民と協働による景観形成を推進します。	景観づくり住民協定に向けた広報や説明会等を実施して住民協定団体の増加に努めました。また、景観づくり団体や住民協定地区・協定者に対し景観づくり事業補助金を交付して、地域ルールに基づく景観づくりの支援を行いました。				自主的な景観づくり活動を行っている地域もあることから、更なる住民協定団体の増加を図りながら、地域における景観づくりを推進していきます。	景観維持係
	建築物基準の適正な指導	■景観条例等に基づいた適切な指導、誘導に努めます。	建築等の行為を行う場合に、景観届により景観形成基準に準じた内容であるか審査を行い必要であれば指導・助言を行いました。	80%	a	継続	今後も町の景観を保全するために、建築行為の際には景観形成基準に準じた内容であるか審査を行います。	景観維持係
	公共事業における景観形成	■道路整備や公共施設整備において、周囲の景観との調和に配慮します。	地域からの要望と景観の両方に配慮し事業を進めました。	60%	b	継続	新規の道路整備や公共施設整備においては、周囲の景観に配慮した設計を行い事業を進めます。	景観維持係
(2) 町民の景観育成活動の促進	景観を守り育てる町民活動の促進	■景観に関する意識啓発と町民主体の地域ルールづくりを支援します。	景観づくり住民協定に向けて広報での意識啓発を行いました。景観づくり団体や住民協定地区・協定住民に対して景観づくり事業補助金を交付し、地域ルールに基づく景観づくりの支援を行いました。また、地域が進める景観づくり活動に対してアドバイザーを派遣することで、地域の景観・風景づくりの取り組みに対する支援を行いました。	60%	b	継続	町の景観保全の観点において、住民の景観に対する意識向上と協力は不可欠であり、引き続き地域における景観形成に係る取り組みを進めます。また、景観づくり事業補助金においては、個人における修景も含まれることから補助額や回数などの見直しの検討も必要となっています。	景観維持係
		■花と緑の風景づくり事業を推進し、沿道や地域を花で飾り、町民や来訪者に潤いと温かさが感じられるまちづくりを図ります。	アダプトシステムにより町道沿いの緑化活動を支援しました。また、町の玄関口の一つである道の駅北信州やまのうちを中心に国道292号沿いの植栽、草刈り等を行い、景観形成に努めました。	80%	a	継続	道路沿いなどにおける緑化は、町のイメージにも繋がることから引き続き植栽や草刈り等を行い景観形成に繋げていきます。	景観維持係
	■アダプトシステム登録団体の啓発を図ります。	アダプトシステム登録団体においては、新たな団体の発掘、育成に向けて広報による啓発を行いました。	アダプトシステム登録団体は、区や地域グループなどの団体を対象としており、なかなか増加は困難な状況ですが、引き続き新たな団体の発掘、育成を進めていきます。				景観維持係	

第4章 自然と生きる、暮らしの希望を叶える安全な郷土（都市基盤・自然環境・生活環境・防災）

具体的な施策	主な取り組み	前期基本計画（R3～R7）の取り組み評価	進捗率	評価判定	次期への展望	第6次後期基本計画（R8～R12）に向けた改善点・展開方針	担当係		
<b>3. 環境・衛生</b>									
<b>総合評価 A</b>									
(1) 快適な生活環境づくり	生活衛生の向上	■旅館及びホテル等におけるレジオネラ症の発生の危険性を除去すべく、環境保全設備の整備を支援します。	「鉱泉源の保護管理及び施設等補助金」と「旅館・ホテル等の環境保全設備等整備補助金」を一元化し手続きの簡略化を図りました。	90%	a	継続	補助金交付を継続し、環境保全設備の整備を支援します。	経済振興係	
		■狂犬病予防注射の接種を促進します。	保健所や獣医師会と連携し、広報誌等での促進活動の成果もあり、接種率93%超えを維持することができています。				引き続き、関係機関と連携し、狂犬病の予防接種を促進していきます。	住民環境係	
		■地域で取り組む害虫等の共同防除を支援します。	地域全体で取り組む害虫の共同防除に対して、防除機材の貸出や薬剤の現物支給等による支援を行いました。				定期的に発生する害虫の大量発生等への抑止ともなるため、今後も共同防除の支援を継続していきます。	住民環境係	
		■協働による地域美化活動を推進します。	衛生自治会と連携し、花と緑の風景づくり事業や夜間瀬川環境整備事業への参加協力を行いました。				引き続き、衛生自治会と連携し、各種団体等が行う美化活動への協力をを行います。	住民環境係	
	公害の防止	■苦情処理、監視体制の充実と事業者などへの指導や啓発により公害防止に努めます。	野外焼却や水濁事故防止に向け広報誌等による啓発活動を実施し、野外焼却による健康被害防止や油漏洩事故による環境被害防止に対する意識の高揚を図りました。	90%	a	継続	引き続き、広報誌等を用いた啓発活動を進めるとともに、監視体制等の充実、事業者への指導等も行い、公害防止に努めます。	住民環境係	
(2) 環境負荷の少ない循環型社会づくり	ごみの減量化	■衛生自治会等と連携しつつ、ごみ分別指導等を通じ、リサイクルの推進を図り、ごみ減量化に向けた活動支援と意識啓発を促進します。	衛生自治会並びにシルバー人材センター委託による地区ごみ集積所における分別指導により、可燃ごみの減量化と資源ごみリサイクルの推進を図りました。また、ごみ分別冊子を全戸配布し、更なるリサイクルの推進と、ごみ減量化の意識啓発を促進しました。	90%	a	継続	引き続き、衛生自治会と連携し、各地区集積場所におけるごみ分別指導等を通じ、リサイクルの推進を図り、ごみ減量化に向けた活動支援と意識啓発を促進します。	住民環境係	
		ごみ収集・処理体制の充実	■効率的なごみ収集体制の維持と衛生自治会との連携による収集場所の衛生管理に努めます。	塵芥車の定期的な更新を行い、ごみ収集体制の充実を図りました。	90%	a	継続	引き続き、ごみ収集体制の確保と集積場所の衛生管理を徹底し、住民の利便性向上、環境の美化に努めます。	住民環境係
	■北信保健衛生施設組合による共同処理施設の適正な運用に努めます。		北信保健衛生施設組合施設に投入ごみ監視コンベアが設置され、安全対策が講じられました。焼却灰の再資源化により、最終処分場の延命化が図られました。	北信保健衛生施設組合による、共同処理施設の適正な運用に努めます。				住民環境係	
	■一般廃棄物処理業を行う許可業者の適正な監督や指導に努めます。		毎月の実績報告及び2年毎の許可更新申請時における適正指導を図りました。	引き続き、ごみ収集・運搬業許可業者の適正な監督・指導に努めていきます。				住民環境係	
		不法投棄等監視体制の強化	■各種機関や町民との連携により不法投棄等監視体制の強化を図ります。	長野県不法投棄監視連絡員や衛生自治会との連携により、監視体制の強化を図りました。広報誌等により、不法投棄防止に対する意識の高揚を図りました。	90%	a	継続	引き続き、関係機関等との連携、広報活動の充実により、不法投棄等監視体制の強化を図ります。	住民環境係
		し尿処理体制の維持・確保	■下水道の進展による接続率向上に努めつつ、長期的な視点から必要なし尿収集・処理体制を維持します。	浄化槽の点検に合わせて戸別訪問し、下水道接続への促進を図りました。収集運搬業者と連携し、し尿収集・処理体制の確保を図りました。	90%	a	継続	引き続き、下水道の接続率向上に努めつつ、住民にとって必要なし尿収集・処理体制の確保を図ります。	住民環境係
	地球にやさしいエネルギーの推進	■温泉熱や雪氷熱、太陽光など、地域の特性に合った自然エネルギーを有効活用した取り組みの支援を行います。	令和6年度より、再生可能エネルギー利用設備設置費補助金として新たな補助区分を設け、蓄電設備・太陽熱利用設備・地中熱利用設備の設置の促進を行いました。（目標33件・実績20件）60%	60%	b	継続	再生可能エネルギー利用設備設置費補助金を継続していきます。	地域創造係	
■公共施設や宿泊施設、防犯灯などのLED化更新を進め省エネルギーの推進を図ります。		公共施設については、計画的にLED化を進めてきました。防犯灯についても補助を通じて推進しています。（防犯灯補助R3:60・R4:37・R5:44・R6:11）	計画的に公共施設のLED化を進め、防犯灯のLED化を支援します。				地域創造係		

第4章 自然と生きる、暮らしの希望を叶える安全な郷土（都市基盤・自然環境・生活環境・防災）

具体的な施策		主な取り組み	前期基本計画（R3～R7）の取り組み評価	進捗率	評価判定	次期への展望	第6次後期基本計画（R8～R12）に向けた改善点・展開方針	担当係
<b>第3節 人とのつながりで希望のある安心な郷土をつくる</b>								
<b>1. 交通安全・地域安全</b>			<b>総合評価 A</b>					
(1) 交通安全対策の充実	交通安全に関する普及啓発の推進	■交通安全運動期間中に警察署や交通安全協会など関係機関により行われる街頭指導所や広報誌を通じた情報提供により、交通安全に対する意識の高揚と啓発活動を推進します。	山ノ内町交通安全推進本部を中心に、県の対策と一体的な取り組みとして、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることを目的に、年4回実施される交通安全運動期間において、関係機関や団体と協力し、町内はもとより中高管内を含めた広域的な街頭啓発を実施しました。	100%	a	継続	年間を通じ多くの観光客が訪れるなか、平成30年6月以降、交通死亡事故ゼロ継続日数は、3月末時点で2,472日を超え継続中。引き続き交通安全運動による関係機関と一体となった活動の実践が必要です。	危機管理係
	交通安全活動の推進	■山ノ内町交通安全推進本部との連携や交通安全活動の支援を図ります。	山ノ内町交通安全推進本部を中心に、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることを目的として取り組みました。関係機関や関係団体と連携し交通安全思想の普及・浸透を図り、目標に向けて着実に前進しています。県の対策と一体となった取り組みを実施しました。また、毎年、交通災害共済加入推進も取り組んでまいりました。	100%	a	継続	地域ぐるみによる継続的な啓発活動は交通安全意識の醸成に重要な役割を担っていることから、引き続き山ノ内町交通安全推進本部を中心とした啓発活動が必要です。	危機管理係
	交通安全施設の充実	■ガードレールやカーブミラーなど交通安全施設の適正な管理と老朽施設の更新を進めます。 ■通学路を中心に安全対策事業等を通じ危険箇所への把握に努めるとともに安全確保を図ります。	地元要望等の現地確認により施設の設置・改修を行いました。 関係機関や道路管理者と連携し、通学路における合同点検を実施しています。	80%	a	継続	今後も地元等要望を踏まえ、安全性を考慮した計画的な整備・改良の実施します。 通学路合同点検の実施、学校との情報共有により安全確保に努めます。	建設係 学校教育係
(2) 地域防犯対策の充実	地域防犯力の強化	■山ノ内町防犯協会や自治会等と連携し、地域防犯パトロール等の活動支援に努め、防犯力の強化を図ります。	山ノ内町防犯協会では各地区防犯指導員を中心に毎年夏と年末の2回に亘り町内一斉防犯パトロールを実施しています。防犯指導員は地区内の見回りと戸別にチラシを配布し、防犯意識の高揚を図りました。	100%	a	見直し	防犯指導員の担い手不足が課題であることから、街頭防犯カメラの整備を検討し、より効果的な防犯啓発活動を実施する必要があります。	危機管理係
		■小中学校や自治会等との連携により、危険箇所における防犯灯整備を支援します。	地域住民の皆さんが地域の実状により設置する防犯灯について、新規及びLED型照明器具への更新に対し設置費用の1/2、上限50万円を補助し犯罪が発生しにくい環境づくりを推進しました。				現行の補助要綱では新規またはLED型以外のものをLED型器具に更新するものを対象としていますが、更新済のLED型照明も10年を越え寿命を迎える場所もあることを踏まえ、対象の見直し検討が必要です。	危機管理係
	防犯に関する普及啓発の推進	■警察署や防犯協会からの防犯情報の迅速な提供に努めるとともに防犯意識の啓発を推進します。	町ホームページや広報やまのうち、SUGUメール、公式LINEで情報提供するとともに、中野警察署や悪質商法振り込み詐欺等防止協力員と連携し増加傾向にある特殊詐欺被害防止のため、町内金融機関やコンビニエンスストアにおいて、チラシ等の配布に合わせ被害防止を呼び掛けました。	100%	a	継続	必要な情報を住民に提供することは重要であり、町ホームページや広報やまのうち、SUGUメール、公式LINEを活用した情報発信は大きな効果がある。引き続き、広報活動のほか集まり機会をとらえ情報提供を図る必要があります。	危機管理係
		■小中学校と連携し、防犯用品の配布や少年犯罪の抑制に向けた協力体制、啓発活動の充実を図ります。 ■携帯電話やインターネットの安全な利用環境の周知と啓発活動の充実を図ります。	町ホームページや広報やまのうち等を活用した啓発のほか、成人年齢の引き下げにより若者が犯罪被害に巻き込まれないよう中学性に対し、チラシを配布し注意喚起を行うとともに、小中学校では保護者とともにメディアの適切な利用について学び、犯罪被害防止の啓発を行いました。 町ホームページや広報やまのうち、SUGUメール、公式LINEを活用し、最新の犯罪現状を提供し注意喚起を行いました。				生徒向けに注意喚起のチラシを配布するとともに各学校で実施する、正しいメディア利用や薬物乱用防止などの防犯対策授業を引き続き実施し被害防止を図る必要があります。 引き続き町ホームページや広報やまのうち、SUGUメール、公式LINEを活用し、最新の犯罪現状を提供し注意喚起を行います。	危機管理係 危機管理係
<b>2. 消費生活</b>			<b>総合評価 A</b>					
(1) 消費生活に関する啓発活動の推進	啓発活動の推進	■消費者被害未然防止のため、契約トラブルや悪質商法などの情報提供や出前講座による地域学習会の実施など、啓発活動を推進します。	関係団体と連携し高齢者の集まりの機会をとらえ悪質商法による契約トラブル防止や詐欺被害防止について情報提供や出前講座のほか、街頭啓発等注意喚起を行いました。	100%	a	継続	様々な機会をとらえ被害防止に向けた啓発事業を継続し、地域全体が消費者被害や契約トラブル防止のための知識を習得し、消費者被害防止を図ります。	危機管理係
(2) 消費生活相談の充実	相談体制の充実	■消費生活センターや弁護士との連携、各種研修会への派遣等のスキルアップを図り、相談、支援体制の拡充に努めます。	専任の相談員を常勤で配置し相談対応を行っています。相談員は定期的に講習会に参加しスキルアップを図るとともに、長野県消費生活センターと連携し困難事例のアドバイスを受け対応しています。	90%	a	見直し	資格を有する相談員の人材確保が課題であることから、広域的な相談体制の構築について検討を進め、相談体制の効率化と充実を図ります。	危機管理係
	消費者団体の活動支援	■消費者団体等の活動支援と育成に努めます。	山ノ内町消費者の会は組織の高齢化等の事情からしばらくの間、活動休止状態となっています。今後の再始動の見込みがありません。	50%	c	見直し	消費者問題に意識の高い人材等の発掘と新たな組織づくりを推進します。	危機管理係

第4章 自然と生きる、暮らしの希望を叶える安全な郷土（都市基盤・自然環境・生活環境・防災）

具体的な施策	主な取り組み	前期基本計画（R3～R7）の取り組み評価	進捗率	評価判定	次期への展望	第6次後期基本計画（R8～R12）に向けた改善点・展開方針	担当係	
第4節 守りあい・支えあいによる安全な郷土をつくる								
1. 防災								
総合評価 A								
(1) 地域防災力の向上	地域防災力の強化	■防災訓練の実施や自主防災組織の育成、活動支援に努め、自主的な地域防災力の強化を図ります。	100%	a	継続	実災害の対応に向けて、タイムラインに沿った、避難情報の発信、避難行動要支援者の避難支援、避難所の開設が一連の流れで進められるよう地域防災力の強化を図ります。	危機管理係	
		■「地域の命は地域で守る」ことを基本に、地区防災計画や災害時住民支え合いマップなどの策定支援を図ります。				個別避難計画を作成、避難支援等関係者間で避難行動要支援者の避難支援について検討する機会を設け、避難訓練を行うなどより実践的な防災活動へ進展させました。消防・防災体制の満足度調査において、前回比較、満足やや満足で9.4ポイント上昇、不満やや不満で10ポイント低下しました。	避難行動要支援者名簿、個別避難計画の更新をし、地域の避難支援体制の構築を継続実施します。	危機管理係
		■自主防災組織の地域間連携及び自主防災アドバイザーの育成・活用を推進します。				町と自主防災組織が情報を共有し災害時に適切な連携ができるようタイムラインを作成、災害を想定した訓練を実施することにより実災害の対応能力の向上を図りました。消防・防災体制の満足度調査において、前回比較、満足やや満足で9.4ポイント上昇、不満やや不満で10ポイント低下。町からの配信不足情報調査において、防災・気象情報は、順位を6下げ前回比較11.5ポイント上昇しました。	災害の発生を前提に、共有したタイムラインに基づき、町と自主防災組織が連携して、「いつ、誰が、何をするか」に着目した防災行動がスムーズに行われるよう連携強化を図ります。	危機管理係
	防災知識の普及と防災意識の向上	■防災に対する情報提供に努め、町民の防災知識の普及、防災意識の向上を図ります。	100%	a	継続	過去に起きた風水害の歴史や予想される大地震の被害予測から、災害時の行動を理解し被害が最小限となるよう防災知識の普及・啓発を図ります。	危機管理係	
(2) 防災体制の充実強化	災害に備えた体制の強化	■必要に応じ地域防災計画や防災マップの見直しを進め、防災体制の強化を図ります。	100%	a	継続	必要に応じて各種計画等の見直しを進め、防災体制の強化を図ります。	危機管理係	
		■災害時の迅速、正確な情報の伝達を図るため、気象情報及び警報レベル発令時の詳細な情報収集に努め、防災情報伝達手段の多様化・多重化を進め、住民及び来訪者にやさしい情報伝達を目指します。				防災情報配信手段の充実が図られた次の段階として、複数ある配信手段を迅速確実に操作できるよう部署を横断した訓練に取り組み、災害対策本部の体制強化を図ります。	危機管理係	
		■災害時において自治体間の相互応援体制を強化するため、近隣市町村、広域市町村等の連携強化を図ります。				災害時において応援職員の受け入れ態勢を充実するため、受援計画の見直しを図り、災害発生後の迅速な復旧に向けた体制の見直しを図りました。	受援計画に基づく各種協定を進めます。	危機管理係
		■防災拠点の充実を図るため、あらためて代替庁舎の検討を行います。				防災拠点の充実を図るため、代替庁舎を福祉センターから文化センターに変更する取り組みを行いました。	防災拠点となる避難所の初動体制の充実を図ります。	危機管理係
		消防力の強化	■岳南広域消防本部と連携した広域消防体制及び多様多様化する災害対応の推進や計画的な消防施設及び消防水利の整備、更新による消防力の強化を図ります。	80%	a	継続	岳南広域消防組合と連携した広域消防体制を維持し、消防活動の基盤である消防施設及び消防水利を計画的に整備、更新を図ります。	消防係
		消防団の強化	■消防団員の確保・育成に努め、各種災害における対応能力及び安全管理の向上や装備の充実を図ります。	80%	a	継続	女性部、機能別消防団員を含めた団員の確保及び育成に努め、各種災害における対応能力及び安全管理対策や装備充実を図ります。	消防係
	防災ネットワークの強化	■災害時における、地域防災情報システムの円滑な運用及び情報伝達手段の拡充に向け、SNSの活用も含めた多様化・多重化を推進し、より多くの方へ迅速で正確な広報を行うことで災害の未然防止、減災に努めます。	100%				a	継続
(3) 災害未然防止対策の充実	住宅・公共施設等の防災対策の推進	■住宅や民間施設の耐震化を促進するため、長野県と連携した耐震診断や耐震化への相談体制の整備及び支援に努めます。	70%	b	継続	耐震診断は実施したが改修に係る所有者の費用負担が大きく、耐震改修まで至らないケースも多くありますが、耐震化を進めるうえで、国や県と連携した耐震改修に対する支援の検討も含め、引き続き取り組んでいく必要があります。また、避難所となる区有施設においても、耐震改修に係る補助金の交付など引き続き支援体制を確保します。	計画監視係	
		■公共施設等の計画的な耐震化など、防災拠点としての整備を進めます。				避難所などの耐震化を図るため、耐震診断及び耐震改修に係る補助金を長野県と連携して交付し、町内施設の耐震化を進めました。	引き続き公共施設等の計画的な耐震化、防災拠点としての整備を進めます。	危機管理係
		■リフォームとあわせた耐震改修への広報啓発に努めます。				耐震改修に対する補助金の支援があることのリーフレットを全戸配布して広報に努めました。	住宅のリフォームなども含めた耐震改修に対する支援の検討が必要になっています。	計画監視係
	台風や集中豪雨対策の推進	■防災マップによる危険か所情報の提供に努めます。	80%	a	見直し	タイムラインに基づいた防災訓練の実施を図ります。	危機管理係	
■河川改修、土砂災害防止対策、雨水排水対策等を計画的に進めます。		県が実施する河川維持事業や急傾斜、砂防、地すべりなどの土砂災害防止対策事業に協力推進を図りました。				台風や集中豪雨による土砂災害や河川の氾濫への対策のため、引き続き県と連携を図り事業を進めます。また、市街地など集落地の雨水排水対策については、計画の再検討が必要です。	計画監視係	